

## 役員報酬及び費用支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人育ちとつながりの家ちとせ定款第26条の規程に基づき、役員報酬及び費用に関し、必要な細則を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事をいう。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の執行に伴い発生する、交通費、宿泊費実費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は役員職員執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、収支状況により支給しない場合もあることとする。

第4条 この法人の役員に対する職務執行の報酬額は次のとおりとする。

#### (1) 理事会出席

日当 1回 1,000円

#### (2) 外部会議出席（会議主催側から支給があるときは、支給しない）

日当全日 6,000円（8時間相当）

半日 3,000円（4時間相当）

2 前項各号以外の役員報酬額については、社員総会の決議を経て定める。

### (費用の支給)

第5条 この法人は、役員職務執行に当たり必要な交通費、宿泊費実費を支給する。

2 前項以外に、役員が職務遂行に当たり負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (改定)

第6条 この規程は、必要と認められた場合、社員総会の決議により改正することができる。

### (補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

### (付則)

- (1) 本規程は、2021年4月1日より施行する。
- (2) 本規程の変更は社員総会の議を経ることを要する。